

令和 5 年度事業計画

1. 役員会の開催

(1) 理事会の開催

- | | |
|-------|--|
| 5月下旬 | 令和 4 年度事業報告及び決算報告書の審議
理事・監事候補者の検討 |
| 6月上旬 | 理事長の選任 |
| 12月中旬 | 事業計画の変更及び補正予算の審議 |
| 3月中旬 | 令和 6 年度事業計画及び予算の審議
その他、必要に応じて、適宜開催する。 |

(2) 評議員会の開催

(定時評議員会)

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 6月上旬 | 令和 4 年度事業報告及び決算報告書の承認
理事・監事の選任 |
|------|-----------------------------------|

(その他評議員会)

- | | |
|-------|--|
| 12月中旬 | 事業計画の変更及び補正予算の承認 |
| 3月中旬 | 令和 6 年度事業計画及び予算の承認
その他、必要に応じて、適宜開催する。 |

2. 事業

(1) 社会福祉事業

- ア. 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム御園寮の設置経営
介護老人福祉施設
空床型（介護予防）短期入所生活介護事業
- イ. 短期入所生活介護事業所 みその寮ショートステイサービスの設置経営
併設型(介護予防)短期入所生活介護事業
- ウ. 通所介護事業所 デイサービスセンターみそのの設置経営
指定通所介護事業及び第一号通所事業
- エ. 訪問介護事業所 ホームヘルプサービスみそのの設置経営
指定訪問介護事業及び第一号訪問事業

(2) 公益事業

- ア. 居宅介護支援事業所 在宅介護支援センターみそのの設置経営
指定居宅介護支援事業

イ. 東広島市高屋地域包括支援センターの運営受託

指定介護予防支援事業及び第 1 号予防支援事業の設置経営

(3) 地域における公益的な取り組み(社会福祉法第 24 条 2 項関係)

- ① 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減の実施
- ② 地域における認知症高齢者支援の取り組み
- ③ 東広島市社会福祉協議会等と連携した地域貢献事業
- ④ 「災害時における安心・安全に向けた相互協力に関する協定」「広島さっそくネット」「東広島市施設連絡協議会災害時相互支援協定」に基づく、災害時における施設間相互支援及び地域支援のための取り組み
- ⑤ 広島県災害時福祉支援体制への協力（福祉避難所・DWAT）
- ⑥ 「東広島市 SDGs パートナー」の標榜
- ⑦ その他

3. 事業監査等

(1) 監事による監査

5月上旬 令和 4 年度事業・会計に関する監査

その他 必要に応じて 随時実施

(2) サービス自己評価の実施

1 月下旬 各事業所スタッフによる自己評価実施

3 月下旬 ホームページ上で公開

(3) 行政による法人指導・監査、介護保険実地指導等

指定権者等からの要請に応じて随時実施

(4) 情報公開

- ① 定款・事業計画書・収支予算・事業報告書・収支決算書・監事監査報告書役員等報酬基準・現況報告書を窓口での閲覧およびホームページ上での公表
- ② 財務諸表電子開示システムによる情報公表
- ③ 介護サービス情報公表制度による情報公表
- ④ 全国社会福祉法人経営者協議会ホームページ上での「地域における公益的な取組の状況」の公表

令和 5 年度の重点課題

「with コロナ等時代の変化に沿った事業の継続的実施のための体制強化」

新型コロナウイルスの全世界的な感染は、拡大と縮小を繰り返しながら、少しずつその対応方法を学び、「WITH コロナ」の局面を迎えつつある。感染による健康被害のリスクが飛躍的に低減したわけではないため、感染すると重症化しやすい高齢者等を対象とする現場においては引き続き難しい判断を迫られることになるが、日常生活の中にリスクを受け入れて対応する「リスクテイク」の発想で、少しずつ日常生活を取り戻すことが、福祉・介護の業界においても本年度の大きな目標となる。また、様々な国際情勢等に起因する電気・ガス等に代表される物価高騰が、国民生活に大きな影響を与えている。当法人の経営においても、コロナ禍の影響等による収入減と併せて、物価高騰による予想外の経費増等により収支差率は低下していると考えられ、全国的にも赤字化する事業所も増加していることが報じられている。

社会全体がこうした危機的状況に直面していることも影響して、昨年の出生者数はついに80万人を下回り人口減少は加速し始めている、人口減少社会を念頭に置いた「地域共生社会の実現」の基本施策については、次期の各計画において本格化し、地域の在り方や社会福祉法人の役割、事業展開の進め方等にも変化が求められている。

また、災害時や感染症拡大期においても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制づくりを目的に義務付けられた「BCP（業務継続計画）の策定」については、令和6年3月が策定期限とされていることから、年度内の完成に加えて、平常時からの準備とシミュレーション、訓練の実施等サービスごとのBCPの策定に向けて取り組む。加えて、災害時においても地域に貢献できるよう、福祉避難所の指定・DWATへの協力に取り組む。

介護保険制度においては、令和6年度の診療報酬との同時改訂に向けて、議論が進んでいる。「サービスの標準化・効率化・協働化」の観点から、医療・介護ともにデータ化・デジタル化の流れが押し寄せており、本会においても、今後の方向性に鑑み、データ化・デジタル化を推進し、引き続き「科学的介護の推進」に取り組むこととする。

こうした諸課題への対応に対する障壁となっているのが「慢性的な人材の不足」である。社会全体の「賃金引上げ」の動きに呼応すべく新たな加算が導入されたが、介護報酬が収入の内の多くを占める介護業界においては、物価高騰への対応も含めて利用者負担への価格転嫁は困難であり、業界全体で国等への働きかけを継続していく必要がある。本会としては、賃金以外の処遇改善や業務革新による生産性の向上など労働環境の整備に取り組み、魅力ある福祉・介護の職場づくりを進める。将来的な介護人材の量的不足に対応すべく、本会は他の法人に先駆けて「サポートスタッフ」や「介護サポーター」を導入し業務の切り出しを進めてきたが、引き続き、外国人等の多様な人材の登用を進めるとともに、「介護現場の生産性の向上」を推進し、働き方改革関連法に沿った「労働環境の改善」と「サービスの質を担保・効率的な事業運営」の両立を目指すこととする。

① 「WITH コロナ」時代に対応した事業継続のための取り組み

新型コロナウイルス感染症については、これまでの全面的な行動制限は緩和されつつあるものの、重症化しやすい高齢者と日常的に接する介護業界においては、他の業界と同等の緩和は困難である。感染リスクがあることを前提としながら、どのような場面においてもサービスが継続的に提供できるよう、利用者とスタッフの生活を守りながら、行動制限緩和のための対応方法を模索する。また、自然災害の発生時においても同様に、サービスの継続的な提供若しくは早期の再開が求められることから、「BCP(事業継続計画)」をできる限り早期に策定し、計画に基づく研修・訓練・備蓄等の準備を進める。また、地域住民や近隣施設等と連携し、自事業所の安全確保に限らず、地域全体の安全確保のための取組みに積極的に参加する。

② DXの推進と業務効率化による生産性の向上

DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、デジタル技術を活用し、私たちの生活そのものを、より良いものに変化させることを意味するが、介護・医療分野におけるデジタル技術の導入の推進は既に国の基本的な方針であり、当法人としても早急に取り組むを進める必要がある。「ICTの活用による生産性の向上」という目標に関しても、センサー等により取得したデータを利用者のケアに効果的につなげる為の取組みが主流になっており、そのための環境整備を含め、システムの導入や運用に着手し、効率的・効果的なケアが提供できるよう取り組み、確実なケアの質の向上につなげることを目指す。

③ 地域への貢献

人口が大幅に減少することにより地域社会の維持が困難になることを想定した「人口減少社会」への対応のため、社会保障の基本コンセプトは「新たな地域づくり」を目指す「地域共生社会の実現」であり、地域そのものの変革のために、公益法人である社会福祉法人にはより一層地域支援の姿勢が求められる。これまで地域課題の把握、地域連携体制の構築等に努めてきたが公益法人としての役割に鑑み、他施設や他分野とも連携して、より地域住民にわかりやすい内容での地域ニーズへの対応に取り組む。

災害発生時における「広島 DWAT」(避難所への災害派遣福祉チーム)への協力や福祉避難所の設置、災害ボランティアへの協力等を進めており、災害発生時においても自法人の資源を活用して地域に貢献できるよう平時から備える。また、「広島さっそくネット」「東広島市施設連絡協議会災害時相互支援協定」による施設間の相互支援体制に参加し、社会的インフラとして福祉・介護サービスが継続できる体制構築に協力する。

また、国連が2030年までに達成すべきゴールを示した「SDGs」は、社会福祉法人の目指すべきゴールとの共通点も多いことから、今年度も、17のゴールのうち「すべての人に健康と福祉を」「働きがいも経済成長も」「住み続けられるまちづくりを」の3つのゴールを念頭に置いて事業を進める。

④ 人材の確保・定着、職場環境改善

出生者数の減少の加速により、人口減少は予想以上の速さで進んでいる。後期高齢者数の増加により介護サービスの需要が継続的に拡大する中、それを支える介護職・看護職等の介護人材の不足は深刻度を増しており、更に将来的にもこの状態は容易に解消できないことは明らかである。そのため、「介護サポーターの導入」などの幅広い人材の活用や外国人材の雇用など、多様な確保策が提起されており、当法人としても幅広い人材確保に努めるとともに、獲得した人材の定着に向けて、職員のキャリアアップの支援に努める。処遇改善のための各種加算等を原資とした幅広い職種の賃金改善を行うとともに、あらゆるハラスメントの防止や労働安全衛生体制の推進等、就業環境の改善に継続的に取り組む。

加えて、より少ない人員でサービスの質と量を維持・向上させる「業務の効率化」を進めるため、②に挙げた「介護現場の生産性の向上」に積極的に取り組み、職場環境の更なる改善に努める。

⑤ 適正な事業管理と利益の確保

当法人においては、近年事業状況の変化等を要因として、単年度の収支状況は良好とは言えない。令和4年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響による支出拡大に加えて、電気・ガス等を筆頭に幅広い品目の価格高騰により、例年以上に支出が拡大している。また、令和5年度においてもこの傾向は一定期間継続することが想定されることから、より一層適正なリスク管理及び事業管理に努め、事業継続のための体制を整え、必要な費用の確保のための適正な利益の確保に努める。

⑥ コンプライアンスの確保

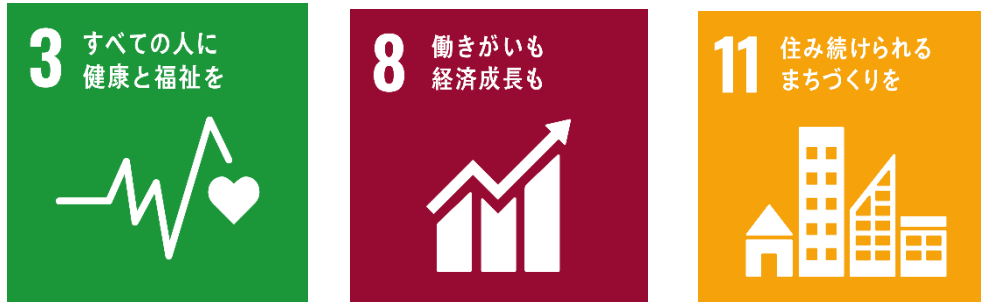
昨今、介護現場における虐待事案や社会福祉法人による法令違反等が相次いで報道されており、介護サービスや社会福祉法人に対する国民の信頼が揺らぎかねない状況である。当法人においては、事業を進めるに当たり、役員・職員共に関係法令、制度の理解に努め、常に自らの行動について点検し、法令遵守及び適正行為に努める。

令和 5 年度事業計画と SDGS について

SDGS ウエディングケーキモデル



● 設定目標と対応する取組み



ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」

- ・ 社会福祉事業の実施（介護保険事業・介護予防事業）
- ・ 低所得者に対するサービス利用料の軽減措置
- ・ 職員・利用者に対する定期検査・ワクチン接種の奨励等の感染症対策の実施
- ・ 家族介護者教室等の実施

ゴール 8「働きがいも経済成長も」

- ・ 処遇改善手当など職員に対する賃金改善の取組み
- ・ 年間休日数の増・有給休暇の基準日の統一など就労環境改善の取組み
- ・ ハラスメントに関する外部相談窓口の設置

ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」

- ・ 公益事業の実施（居宅介護支援・介護予防支援）
- ・ 地域包括支援センターの受託
- ・ 東広島市社会福祉協議会等と連携した福祉教育
- ・ 地域における認知症高齢者支援の取り組み
- ・ 災害時における施設間相互支援及び地域支援のための取組み

※本永福祉会は、「東広島市 SDGS パートナー」に登録しています。